

市内農業者物価高騰等対応補助事業(令和7年度限定)

長引く物価高騰等に直面する中、農業を継続している市内農業者の方の経費負担軽減を目的に、市内農業者物価高騰等対応補助金を交付します。

補助対象者

市内の農業者又は市外に居住しているが、市内に農地を所有している農業者で、次のいずれの項目にも該当する方が対象となります。

- (1) 令和7年中に農業収入がある方。
- (2) 今後も市内で農業経営を継続する意向があること。

対象経費

令和7年1月1日～12月31日に支出した農業に係る以下の経費

肥料費・諸材料費・動力光熱費
(電気・ガス・ガソリン・重油・灯油などの燃料費※水道代を除く)

補助内容

令和7年中の合計額に30%を乗じた額の1/2

※ただし、安全安心農業推進事業補助金、市産農産物等活用推進事業補助金と重複している部分は除く。

※他自治体で同様の補助を受けた額は除く。

※合計後1千円未満は切り捨て

提出書類

【提出書類】

- ① 西東京市内農業者物価高騰等対応補助金交付申請書
- ② 西東京市内農業者物価高騰等対応補助金請求書
- ③ 令和7年分 所得税青色申告決算書(農業所得用)の写し又は白色申告収支内訳書(農業所得用)の写し
- ④ 動力光熱費の内訳のわかるもの
- ⑤ その他(必要に応じて)

※修繕費に含まれる資材費は対象となりません。

※概算払を希望の方、事業所得で申告の方は、産業振興課までご連絡ください(申請方法が異なります)

【申請方法】 西東京市産業振興課窓口へ直接申請又は郵送

【申請期間】 令和7年5月19日(月)～令和8年3月23日(月)

※窓口の場合は土日祝日除く。郵送の場合は令和8年3月23日必着

※概算払申請以外の方は令和7年分の経費が確定後の申請となります

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課農業係

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎5階

電話:042-420-2820